

第12回 日本の性教育を今後どうすすめるか

これまで11回にわたって、日本のジェンダー平等と性をめぐる現状や、性教育をめぐる国際指針と諸外国の性教育および日本の性教育について、歴史的な視点も加えて検討してきました。

海外諸国のジェンダー平等度の高さや性教育の内容に触発されることもあったでしょう。また、歴史を振り返れば、古代の日本ではジェンダー平等度が高かったことや、1990年代のエイズ予防期には、文科省も「学校における性教育の考え方進め方」(1999)を刊行して、学校での性教育を促進する立場にあったことなど、勇気と元気をもたらす情報も含まれていたと思います。

今日はそれらの知見を含めて、今、求められる性教育の課題とはどのようなものかについて、考えてみましょう。

今求められる性教育の課題

学校の性教育に関しては、学習指導要領の「歯止め規定」をなくし、国際標準の包括的性教育をベースに、学習指導要領を整備する必要があります。そのためには、教育行政はもちろん、管理職を含む教職員と保護者、一般市民にも、包括的性教育についての理解を深めてもらう必要があるでしょう。

ジェンダー平等と性の多様性を前提とする人権教育としての性教育が包括的性教育の中核になっていること、また、セクシュアリティは幼児期から高齢期に至る生涯を通じて人間の生の基本的な要素であり、性教育は性行動が活発になる前に事前の準備として行うということなどを教員研修や保護者の学習会等では確認したいと思います。

2015年の都道府県教委等担当者向け文科省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」、2016年の性的指向・性自認を含む同様の教職員向け通知が出されて以降、教員研修のテーマには「性の多様性」を取り上げたものが増加し、それを反映して、性の多様性をテーマにした教育実践も増えつつあります¹⁾。当面、これら文科省通知や「学習指導要領はおおよそその教育内容を定めた大綱的基準である」とした2013年の最高裁判決（都立七生養護学校「こころとからだの学習裁判」）等を利用して、実践の幅を広げていくことが重要です。

何よりも、教師の創意工夫と豊かな教育実践のために、教師に研修の機会も含めた教育の自由を保障することが、日本の性教育を充実させる当面の緊急課題です。

さらに、NGOや市民、政治家等による包括的性教育の実施要求や医療関係者との連携、地方教育行政への働きかけもまた重要です。秋田県では、十数年前まで、十代の中絶率が全国平均よりかなり高かったのですが、県の医師会が中心となって、全県下で性教育の出前授業を行うようになり、十年後には全国平均よりも低い数字となったということです。この他、富山県や、埼玉県の一部自治体など、組織的に性教育の改善に取り組んだ自治体では、中絶率が軒並み全国平均を下回っていることも知られています²⁾。

どんな教育条件と授業実践が求められるか

コロナ禍で起きた分散登校の経験から、少人数学級は新型コロナウイルス感染症対策として必要なソーシャル・ディスタンスのためだけでなく、教師と子どもの双方に、多くのメリットをもたらすことが実感され、少人数学級の実現と教職員の増員を求める運動が活発化しています。この取り組みは、ジェンダー平等教育の推進のためにも重要な課題といえます。

教科としては、まず、社会科学の科目で、多くが非正規雇用である現在の女性の状態を構造的に理解できるような実践が求められます。さらに、性教育の道德化に対しては、中学理科や高校生物での、科学的知識と平等な関係性に基づいた性教育実践が求められます。人間の性の多様性も含めた性教育は、フランスやフィンランドのように、人体に関する生理学等の科学的知見を前提に進められるべきで、そのうえで人権の視点からの関係論が展開されることが重要です。10回講座でも見たように、日本の理科や生物の教科書では人間の性と生殖については参考程度で終わっており、非常に不十分です。

さらに、ジェンダー・セクシュアリティの視点からみても問題の多い道德教科書に対しては、それとは異なる具体的なデータを示して、子どもたちの認識を確かなものにしていく実践が求められます。性別役割意識の刷り込みは、教科書が求める徳目・価値とは関係なく、当然の前提のようにストーリーに入り込んでいるので、その点に注意した実践が必要です。

学級活動や特別活動、総合学習などの時間を使っての実践や、理科や生物、保健体育での実践の充実と同様、引き続き、包括的性教育の基盤となる社会科学領域の科目や家庭科、道徳科でのジェンダー平等の視点からの実践が期待されます。さらに、このような優れた実践をどのように広げていくかが、今後の重要な課題と言えます。

若い世代の新しい取り組みと共に！

フラワーデモに象徴されるような性暴力を許さないという潮流は全国に広がり、刑法の性犯罪規定の改正を求める運動にも流れ込んでいます。この間、緊急避妊薬を薬局でも買えるようにという NGO の取り組みや、中絶方法の国際水準化を求める動きなど、若い世代や女性の視点からの取り組みも活発化しています。性の多様性に関する講演やワークショップを行う NGO、親しみやすい、使いやすい性教材などを製作し、出前授業も行う NGO など、全国各地でさまざまな取り組みが進んでいます。これらの動きに呼応して、学校での性教育も子どもたちの性の健康と権利を守れるような、充実したものになっていくことを期待して、この講座を終わりにしたいと思います。

注

1) 2019年の全日本教職員組合等主催の「教育のつどい」、「ジェンダー平等と教育」分科会提出レポートのうち、高校の3本が性の多様性に係るものであったこと、さらに、2本が報告者の性自認を開示してのレポートだったことなどが注目される。

2) 茂木輝順『性教育バッシング』をこえて エビデンスに基づく性教育の構築を』『人間と教育』100号、2018年12月